

平成28年度

和寒町保育所入所の手引き



保育所とは・・・

保育所は、保護者が働いていたり、病気にかかっているなど、日中に家庭で保育をすることができない乳幼児を保護者に代わって保育することを目的とした児童福祉施設です。

◆申し込み・お問い合わせ先◆

☆和寒町保健福祉課 福祉係☆

〒098-0132 和寒町字西町 111 番地

TEL 0165-32-2000

☆和寒町保育所☆

〒098-0111 和寒町字三笠 95 番地

TEL 0165-32-2242

1. 保育所の認定（入所）基準

生後8ヶ月以上で、保護者が下記の理由により保育ができないと認められるお子さんが対象となります。

保育を必要とする理由	認定（入所）基準
① 居宅内・外労働	月に48時間以上労働することを常態としている場合。 ※炊事・洗濯・清掃等の家事は居宅内労働には含まれません。
② 妊娠・出産	出産予定日8週間前・産後8週間。（その該当月の月末まで可能とします。）
③ 疾病・障がい	保護者が病気やケガ、若しくは精神や身体に障がいがある場合。
④ 介護・看護	保護者が同居親族の介護・看護を常態としている場合。
⑤ 災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたり、保育ができない場合。
⑥ 求職活動	継続的に求職活動を行っている方で、90日を限度とします。 ※ただし、この理由で認定（入所）できるのは、3歳児クラス以上のお子さんが対象です。
⑦ 就学（職業訓練を含む）	就学または就労に必要な訓練・資格取得のため、保育ができない場合。
⑧ その他	町長が①～⑦に類する状態と認める場合。

【0歳児適応基準】

◇満8ヶ月から受け入れができますが、入所希望の2ヶ月前に申し込みが必要です。

◇0歳児クラスの定員は6名とします。（緊急な場合はご相談ください。）

◇労働時間が7時間以上、週5日以上の勤務を要する場合。

◇重度のアレルギーなどがある場合は、給食の提供が困難なため、満1歳を過ぎてからの受け入れとなりますので、ご相談ください。（状況によっては、給食の提供ができない場合があります。）

2. 保育の必要性の認定

平成27年4月から『子ども・子育て支援新制度』が始まり、保育所の利用を希望する保護者の方は、利用のための認定を受けていただくことになります。
次の3つの区分に応じて、施設などの利用先が決まっていきます。

認定区分	対象となるお子さん	保育時間
1号認定	満3歳以上で幼稚園を希望	※現在、和寒町にはありません
2号認定	満3歳以上で保育所を希望	就労等を理由とする場合、さらに次のいずれかに区分されます。 ① <u>保育標準時間（最大11時間）</u> ⇒就労時間：月120時間以上 ② <u>保育短時間（最大8時間）</u> ⇒就労時間：月48時間以上 120時間未満
3号認定	満3歳未満で保育所を希望	

【保育時間の考え方】

- 保育標準時間（11時間）認定を受けた場合



- 保育短時間（8時間）認定を受けた場合



【保育を必要とする理由に基づく認定区分】

保育を必要とする理由に基づいて、利用できる「時間」が決められます。

理由	保育標準時間	保育短時間	理由	保育標準時間	保育短時間
①就労	就労時間による		⑤災害復旧	○	—
②妊娠出産	○	—	⑥求職活動	—	○
③疾病障害	申請内容による		⑦就学	就学時間による	
④介護看護	申請内容による		⑧その他	申請内容による	

両親の状況がそれぞれ異なる場合は、保育上限時間が短い方に合わせます。

※（例1）父が120時間勤務（①就労）で母が68時間勤務（①就労）の場合は、保育短時間となります。

※（例2）父が120時間勤務（①就労）で母が求職活動中（⑥求職活動）の場合は、保育短時間となります。

3. 保育料について

- ① 保育料は、子どもの保護者（父・母）の町民税額の合計額で決定します。ただし、保護者の年間収入が生活保護基準額より少ない場合は、同居している家族で家計の主宰者（祖父または祖母）の税額を合算して算定する場合があります。
- ② 保育料は、町民税所得割額（ただし調整控除を除き税額控除は適用しません）を基に算定します。
 - *平成28年4月～8月分の保育料は平成27年度課税額（平成26年中の収入）
 - *平成28年9月～3月分の保育料は平成28年度課税額（平成27年中の収入）

《平成27年1月2日以降に和寒町に転入された方へ》

下記の書類を用意していただき、入所申込書と一緒に提出してください。

転入日	必要な書類
平成27年1月2日～平成28年1月1日	◆平成27年度市町村民税所得（課税）証明書 →平成27年1月1日に住民登録をされていた市町村で証明書の交付を受けてください。
平成28年1月2日以降	◆平成27年度市町村民税所得（課税）証明書 →平成27年1月1日に住民登録をされていた市町村で証明書の交付を受けてください。 ◆平成28年度市町村民税所得（課税）証明書（6月以降に提出してください。） →平成28年1月1日に住民登録をされていた市町村で証明書の交付を受けてください。

※原則子どもの保護者（父母）の分が必要ですが、その世帯の状況等により必要に応じて提出していただく場合があります。

- ③ 保育料の納期限は、毎月月末です。なお、口座振替による保育料納入を希望される方は、各金融機関で手続きが必要です。
〔北星信用金庫・北ひびき農協・ゆうちょ銀行〕
- ④ 在所期間中は、出席の有無に関わらず保育料を納入していただきます。
（月の途中の入退所の場合、その月の在籍日数により、月の開所日数を25日とした日割りの保育料になります。）

上記の他に、多子軽減などによる保育料の軽減などがあります。
詳細については、最終ページの【和寒町保育所 保育料表】でご確認ください

4. 申込みに必要な書類

(1) 支給認定申請書兼入所申込書（児童1名につき、1枚必要です。）

(2) 保育を必要とする証明書等

保護者は必ず提出してください。また、65歳未満の祖父母等と同居している世帯は、同居の祖父母等についても保育を必要とする理由に該当する場合は提出してください。

※同居の祖父母とは、世帯、住民票の区分に関わらず、同じ建物に居住している祖父母を指します。

※祖父母の年齢基準日は、「入所希望月の初日」です。

保育を必要とする理由	必要書類
① 就労	●会社に勤務している場合 → 「就労証明書」 ●自営業・農業従事者の場合 → 「就労申立書」兼「事業稼働申告書」（両面印刷形式）
② 妊娠・出産	「出産申立書」と「母子手帳の写し」
③ 疾病・障がい	●疾病 → 「疾病申立書」と「障害者手帳の写し」または「医師の診断書」等 ●障がい → 「障がい申立書」と「障害者手帳の写し」等
④ 介護・看護	●介護 → 「介護申立書」と「介護保険被保険者証の写し」等 ●看護 → 「看護申立書」と「医師の診断書」等
⑤ 災害復旧	「災害復旧申立書」と「り災証明書」等
⑥ 求職活動	「求職活動申立書」
⑦ 就学	「就学申立書」と「在学証明書」等
⑧ その他	理由内容により、町が必要と認める書類

※保育料は「町民税」で算定しますので、源泉徴収票、確定申告書の写しは必要ありません。ただし、未申告などで税情報が確認できない場合は、申告をお願いする場合があります。

5. 入所中の変更手続き

次のような場合は、速やかに保健福祉課福祉係または保育所に連絡し、変更届を提出してください。（保育料が変わる場合もあります。）

- ① 勤務先を変更した場合、退職をした場合
- ② 婚姻、離婚、死亡等により、子どもの保護者に変更があった場合
（改姓や住所変更を含む）
- ③ 修正、更正、還付申告により町民税額が変更になった場合
- ④ 町外へ転出する場合
- ⑤ 支給認定の変更を希望する場合
- ⑥ その他、申込事項に変更があった場合（町内転居や同居家族の増減など）

6. 退所について

保育所を退所する場合は、退所届を保健福祉課福祉係または保育所に提出してください。

ただし、次のような場合は、退所届の提出の有無にかかわらず退所していただくこととなります。

- ① 入所基準（保育を必要とする理由）に該当しなくなった場合
- ② 所定の期間が過ぎても、必要書類等が提出されない場合
- ③ 長期にわたり（1ヶ月以上）、病気等または正当な理由がなく登所しない場合
- ④ 児童の心身の状況により、保育所での保育が困難な場合

7. 保育について

【開所時間及び休所日】

① 開所時間

〔月曜日～金曜日〕 午前7時30分～午後6時30分まで

〔土曜日〕 午前7時30分～午後4時30分まで

② 休所日

日曜日・祝日・年末年始・その他必要と認められる日

【ならし保育について】

初めて保育所に入所するお子さんにとって、新しい環境で長時間過ごすことは身体や精神的に大きな負担となります。保育所では、無理なく集団生活になじんでいけるよう少しずつ保育時間を延ばしていく「ならし保育」の期間（概ね1週間程度）を設けています。

なお、ならし保育期間中も保育料はかかります。

【給食・おやつについて】

- ① 3歳未満児は完全給食です。午前と午後におやつがあります。（お弁当、スプーン、フォーク等は必要ありません。）
- ② 3歳以上児は副食のみです。午後におやつがあります。（白飯の持参が必要となります。）
- ③ 食物アレルギーがある場合は、血液検査などの診断書を提出していただき、除去食などの対応をしています。（状況により、給食の提供ができない場合もあります。）



8. 広域入所について

【保育所の広域入所について（他市町村の保育所を希望する方）】

勤務先がある、里帰り出産などの理由で和寒町以外の保育所を希望する場合は、和寒町を通しての申込となります。

市町村によって申込の締切日や申込可能な条件が異なりますので、希望保育所のある市町村の保育所担当課に必要書類、申込条件などを確認のうえ申し込んでください。

詳しくは、保健福祉センター福祉係または保育所までお問い合わせください。

9. 一時保育について

和寒町保育所では、一時保育を行なっています。利用を希望される方は、利用する3日前までに保健福祉センター福祉係または保育所へお申込みください。

【保護者が次のようなときに利用できます】

- ① 仕事や職業訓練、就学などにより、断続的に保育が必要なとき。
- ② 傷病、入院、災害、事故、出産、介護、看護、冠婚葬祭などにより保育が必要なとき。
- ③ 育児に伴う心理的・身体的負担を解消するために保育が必要なとき。

【対象児童】

満1歳から小学校就学前の集団生活が可能な児童。

※一時保育を利用できる「満1歳」とは、お誕生月の1日を基準日としています。

（例）平成27年4月5日生まれのお子さんは、5月1日以降から一時保育の利用が可能となります。

【利用できる日】

月曜日から土曜日まで（日曜日・祝日・年末年始など、保育所の休所日は除きます。）

※行事によっては、受け入れできない場合がありますのでご確認ください。

【保育時間】

午前8時15分から午後4時15分まで

【利用できる日数】

月15日以内

【利用料金】

利用料の基準は月の初日の年齢で計算します。

3歳未満児	4時間以上8時間未満	1,000円
	4時間未満	500円
3歳以上児	4時間以上8時間未満	900円
	4時間未満	450円

☆前年度市町村民税が非課税世帯（均等割のみ課税世帯も含む。）は、料金が3分の1になります。

※利用料金は、翌月に納入通知書を送付しますので、指定の金融機関にてお支払いください。

保育所の名称	和寒町保育所	所在地	上川郡和寒町字三笠95番地			
設置者	和寒町長 奥山 盛	運営者	和寒町			
電話・FAX番号	0165-32-2242	開設年月日	昭和29年7月1日			
入所定員	100名	施設状況	構造：木造一部鉄筋2階建 耐震工事済み 建築年月日：昭和54年 12月10日			
職員状況	施設長 1名	保育士	16名	調理員	3名	
		事務員	1名	補助員	1名	
開所及び閉所時間	月曜日～金曜日【開所】午前7時30分から【閉所】午後6時30分					
	土曜日【開所】午前7時30分から【閉所】午後4時30分					
保育の実施状況	保育目標	一日のプログラム			主な年間行事	
	1. 仲良くあそぶことのできる こども 2. 丈夫なからだ、豊かな心の こども 3. おはなしをよく聞き、自分で 考え、行動すること 4. 笑顔であいさつのできる こども	時間	内容		月	行事内容
		7:30	開所（自由遊び）		4	入所式
		9:30	未満児おやつ		6	運動会
		9:40	クラス保育		9	親子遠足
		11:30	昼食		10	お遊戯会
		12:30	お昼寝		12	クリスマス会
		14:30	起床・おやつ		2	豆まき
		15:10	クラス保育		3	雪中お楽しみ会
		16:00	随時降所（自由遊び）			お別れ会
		18:30	閉所			卒園式
施設平面図						
	床面積 824.19㎡ (平成27年12月1日現在)					

和寒町保育所 保育料表 【平成 28 年 6 月改正】

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料の額（月額）				
階層区分	定 義	3歳未満児		3歳以上児		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
第1	生活保護世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	
第2	第1階層を除き、前年度市町村民税（9月以降は当該年度市町村民税）の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯（市町村民税均等割のみ課税世帯を含む。）	2,700 [1,350]	2,600 [1,300]	1,800 [900]	1,700 [850]
第3		市町村民税所得割が 48,600円未満	5,800 [2,900]	5,700 [2,850]	4,900 [2,450]	4,800 [2,400]
第4		A " 48,600円～72,000円未満	8,400 [4,200]	8,200 [4,100]	7,600 [3,800]	7,400 [3,700]
		B " 72,000円～97,000円未満	9,000 [4,500]	8,800 [4,400]	8,100 [4,050]	7,900 [3,950]
第5		A " 97,000円～133,000円未満	12,500 [6,250]	12,200 [6,100]	11,600 [5,800]	11,400 [5,700]
		B " 133,000円～169,000円未満	13,300 [6,650]	13,000 [6,500]	12,400 [6,200]	12,100 [6,050]
第6		A " 169,000円～213,000円未満	15,900 [7,950]	15,600 [7,800]	15,200 [7,600]	14,900 [7,450]
		B " 213,000円～257,000円未満	17,100 [8,550]	16,800 [8,400]	16,300 [8,150]	16,000 [8,000]
	C " 257,000円～301,000円未満	18,300 [9,150]	17,900 [8,950]	17,400 [8,700]	17,100 [8,550]	
第7	" 301,000円～397,000円未満	24,000 [12,000]	23,500 [11,750]	23,100 [11,550]	22,700 [11,350]	
第8	" 397,000円以上	31,200 [15,600]	30,600 [15,300]	30,300 [15,150]	29,700 [14,850]	

（備考）

1. 児童の属する世帯の階層区分の認定は、その児童と同一世帯に属している父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合のみ）について、それらの方の課税額を合算して保育料が決定されます。
2. 保育料の算定の基となる市町村民税額は、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当所得の控除、住宅借入金等特別税額控除の適用はありませんので、これらの税額控除をする前の税額で算定します。
3. 同一世帯から2人以上の児童が同時に保育施設等を利用している場合（※1）、保育施設等に入所している児童の保育料は、最も年齢の高い児童が上段の額、次に年齢の高い児童が[]内の額、3人目以降の児童は無料となります。
また、市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯については年齢制限を撤廃し、生計が同一の子どもであれば年齢にかかわらず最年長児を第1子としてカウントします。
（※1）保育料軽減の算定対象人数には、以下の就学前児童を含めます。
保育所（園）、家庭的保育事業、小規模保育事業、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、情緒障害児短期治療施設通所部を利用している就学前児童（算定対象となる施設は、認可を受けている施設に限ります。）
4. 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯は無料となります。
 - 1) 母子家庭及び父子家庭
 - 2) 在宅障害児（者）のいる世帯【身障手帳保持者・療育手帳保持者など】
 - 3) その他の世帯【生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯】
5. 保育料は児童の当該年度初日の前日時点の年齢により決定されますので、年度の途中で3歳の誕生日を迎えても、その年度中の保育料は3歳未満児の保育料となります。また、年度途中で入所した場合も当該年度初日の前日時点の年齢により決定されます。
6. 養育里親等が支給認定保護者の場合は、当該支給認定子どもの属する世帯の状況にかかわらず、第1階層とします。